

島根県建設コンサルタント業務等入札参加者選定要領

(趣旨)

第1条 島根県総務部、防災部、農林水産部及び土木部所管測量業務、計画・設計業務、地質等調査・解析業務、補償業務（以下「建設コンサルタント業務等」という。）の委託契約に係る指名競争入札参加者の選定及び随意契約の相手方とする者の選定については、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号。以下「会計規則」という。）、測量・建設コンサルタント業務等の契約に係る指名競争入札参加資格審査要綱（平成14年島根県告示第1915号。以下「審査要綱」という。）その他の法令に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「県内業者」とは、本社・本店を島根県内に有する者をいう。
2 この要領において「県外業者」とは、本社・本店を島根県外に有する者をいう。
3 この要領において「準県内業者」とは、県外業者のうち、審査要綱第3条の規定に基づき知事が認定した日に島根県内市町村に住民登録されており、当該業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある職員を20名以上配置していることについて知事の認定を受けた者をいう。

(入札参加者選定の基本方針)

第3条 入札参加者の選定に当たっては、次に掲げる事項を基本方針とする。
一 選定に当たっては、審査要綱に定める測量・地質調査・建設コンサルタント等有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載された者のうちから選定すること。
二 業者の技術力、有資格技術者の有無、実績等に留意すること。
三 選定に当たっては、県内業者を優先して選定すること。
四 業務の性質等により、県内業者に発注することが適当でない場合及び県内業者のみでは第5条に規定する基準数を満たさない場合は、県外業者を選定することとするが、これらの場合にあつては準県内業者を優先して選定すること。
五 前二号の規定に係わらず、県外業者を選定する必要がある場合は、県内に営業所を有している者を優先して選定すること。
六 当該会計年度における選定及び受注の状況を勘案し、選定が特定の有資格者に偏しないように留意すること。

(入札参加者の選定基準)

第4条 入札参加者の選定に当たっては、次のイからホまでに掲げる事項に係る別記指名競争入札参加者選定に係る運用基準に照らして行うものとする。

- イ 不誠実な行為の有無
- ロ 経営状況
- ハ 手持業務の状況
- ニ 当該業務実施についての技術的適性
- ホ 労働福祉の状況

(選定する入札参加者の基準数)

第5条 入札参加者は、別表に掲げる「委託対象設計金額」の欄の区分に対応した同表の「選定基準数」の欄に掲げる数以上を選定するものとする。ただし、基準数に満たない妥当な理由がある場合は、この限りではない。

(随意契約の相手方の選定基準)

第6条 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項の規定に基づく随意契約の相手方は、第3条及び第4条の規定を準用して選定する。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第7号の規定に基づく随意契約にあつては、前項の規定によるほか、時価に比して著しく有利な価格で契約を締結する見込みのある資格者があるときは、当該資格者を相手方に選定することができる。

(入札参加者指名審査会)

第7条 入札参加者の決定及び随意契約の相手方の選定に必要な審査については、島根県建設工事入札参加者選定要領(平成15年3月31日付け総発第538号、総管発第747号、管発第299号、総務部長・農林水産部長・土木部長通知、以下「工事入札選定要領」という。)第8条により総務部、防災部、農林水産部及び土木部に設置され、同9条により組織された入札参加者指名審査会(以下「審査会」という。)において行うものとする。

(審査会の審査範囲)

第8条 審査会の審査範囲は、委託対象設計額の区分により、次の各号によるものとする。

一 各部審査会は、4,000万円以上の建設コンサルタント業務等について、指名競争入札参加者の指名審査及び随意契約の相手方の選定審査を行うものとする。

農林水産部審査会の審査範囲には、県土整備事務所(隠岐支庁にあつては県土整備局。)で執行する農林土木工事の指名審査及び選定審査を含むものとする。

二 各部各課審査会は、当該課において所管する4,000万円未満の建設コンサルタント業務等について、指名競争入札参加者の指名審査及び随意契約の相手方の選定審査を行うとともに、4,000万円以上の建設コンサルタント業務等について、指名競争入札参加者の指名推薦及び随意契約の相手方の推薦を行うものとする。

三 各部地方機関(隠岐支庁県土整備局島前事業部及び土木部の各事業所を除く。)審査会は、4,000万円未満の建設コンサルタント業務等について、指名競争入札参加者の指名審査及び随意契約の相手方の選定審査を行うとともに、4,000万円以上の建設コンサルタント業務等について、指名競争入札参加者の指名推薦及び随意契約の相手方の推薦を行うものとする。

四 土木部の各事業所審査会は、4,000万円未満の建設コンサルタント業務等について、指名競争入札参加者の指名審査及び随意契約の相手方の選定審査を行うものとする。

五 隠岐支庁県土整備局島前事業部審査会は、500万円未満の建設コンサルタント業務等について、指名競争入札参加者の指名審査及び随意契約の相手方の選定審査を行うものとする。

(審査会の運営)

第9条 各審査会の運用は、工事入札選定要領第11条によるものとする。

(附 則)

- 1 この要領は、平成15年3月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成15年4月1日から施行する。
- 3 この要領は、平成16年4月1日から施行する。

- 4 この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- 5 この要領は、平成18年4月1日から施行する。
- 6 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 7 この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 8 この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- 9 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

別表

選定基準表

委託対象設計金額	選定基準数
1,000万円以上	10～15名
200万円以上 1,000万円未満	8～12名
200万円未満	7名

※選定基準数は、表に掲げる下限の数を原則とする。